

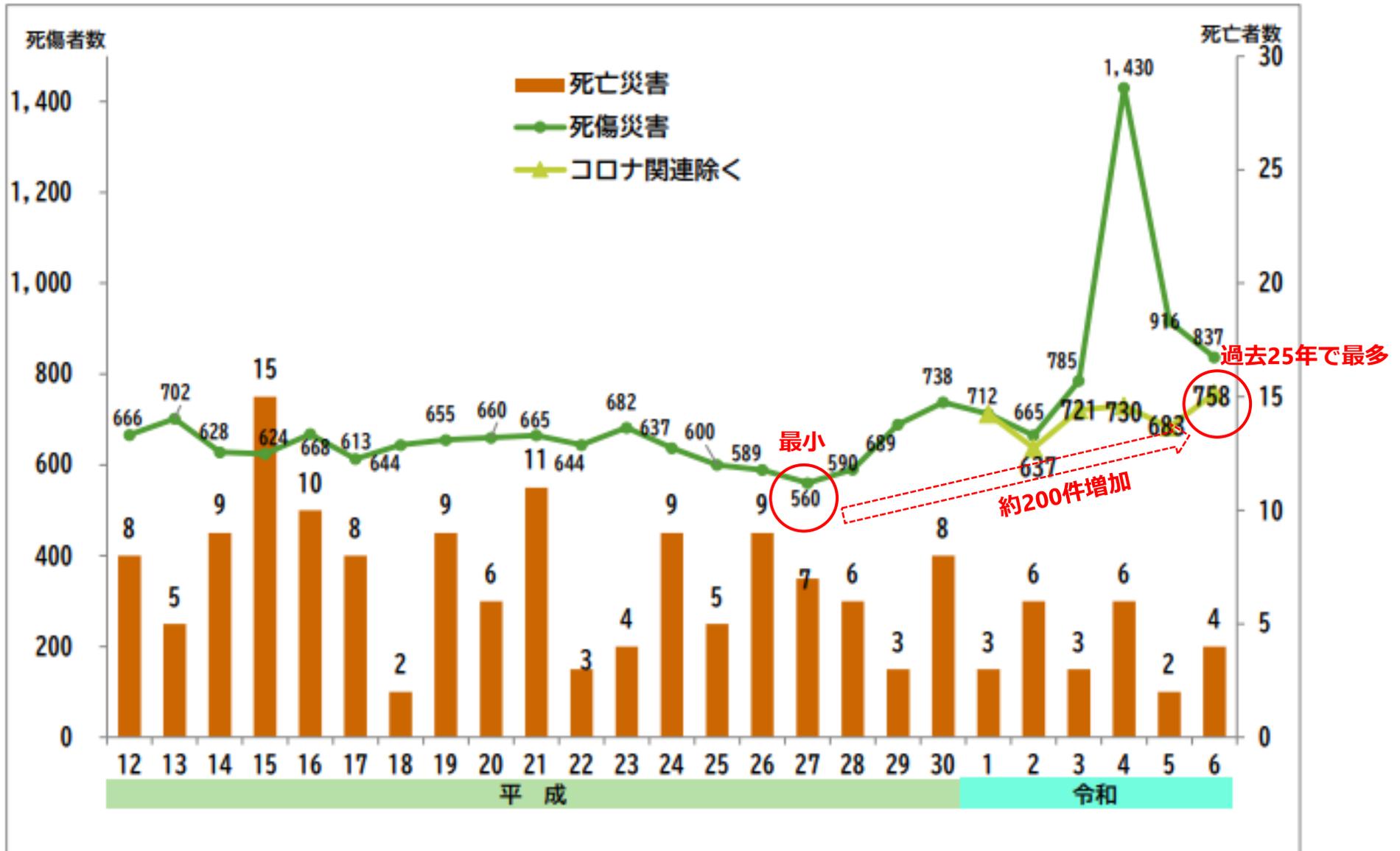
# (一社) 金沢労働基準協会

## 令和7年改正労働安全衛生法令説明会

- 1 労働災害の現況
- 2 STOP 転倒災害プロジェクト
- 3 労働安全衛生規則の改正について

金沢労働基準監督署 安全衛生課  
平岸 徹

# 1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署）



# 1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署）

## 令和7年 死亡災害発生状況(速報)

令和7年12月31日現在  
石川労働局

番号	署別	発生日	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	金沢	1月	道路貨物運送業	50代	中毒 有害物等との接触	危険物、有害物	出張先の新潟県上越市内において、同僚がトラックの運転席後部の寝台で意識のない状態の被災者を発見したが、その後死亡が確認されたもの。 (火気使用による一酸化炭素中毒)
2	金沢	3月	木造家屋建築工事業	50代	墜落・転落	トラック	木造住宅解体工事現場において、解体後の廃材を解体用つかみ機で搬出する作業中、トラック運転席上部にいた被災者が地上に墜落したものの。
3	小松	4月	道路貨物運送業	60代	崩壊、倒壊	フォークリフト	荷主作業場において、トラックの荷台へフォークリフトにより製品(木材)を積み込んでいたところ、3段積みの積荷が崩れ、トラックの荷台で作業していた被災者が下敷きとなり死亡したものの。
4	金沢	4月	旅館業	50代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	業務のためホテル(11階建て)の屋上に行った後、地上の歩道上に墜落したものの。
5	金沢	4月	木造家屋建築工事業	20代	火災	その他の一般動力機械	木造2階建建物の増築工事現場において、被災者が汚水管を通すため既設石膏ボードに電動ドリルで直径100mmの穴を開けた際、既設酸素導管に誤って穴をあけてしまい、その際に発生した火花が断熱材に引火した。火は既存建屋に燃え移り、被災者は退避できずに死亡したものの。
6	金沢	5月	印刷業	60代	調整作業中 はさまれ・巻き込まれ	印刷用機械	大型輪転印刷機械を停止して段取り作業を行っていた際、停止した機械のロール後退作業を同僚が行ったところ、機械装置内に侵入していた被災者が、ロールと印刷機の軸に胸部を挟まれ死亡したものの。

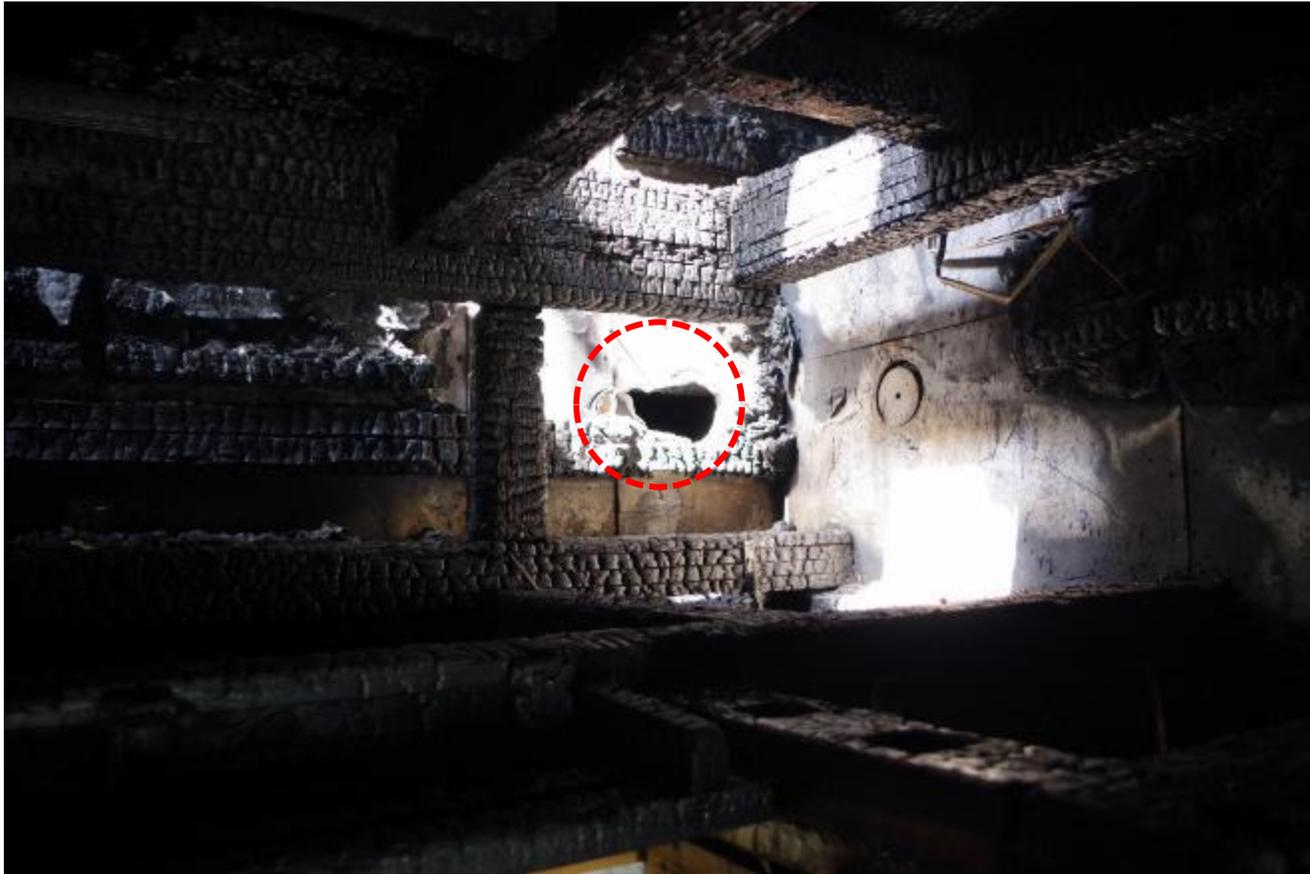
機械運転を停止せずに調整作業を行い被災する事例が多い！

# 1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署）

交通事故による死亡災害が多発している！

7	七尾	6月	警備業	30代	交通事故	乗用車、バス、バイク	出張先である氷見市内の市道交差点において、通信ケーブルの引き込み線の撤去工事現場周辺の交通整理を行っていたところ、乗用車にはねられ、死亡したものの。
8	七尾	7月	その他の建設業	10代	交通事故	トラック	造成工事現場（七尾市）での作業終了後、被災者は、軽トラックを運転し、事業場資材置き場（金沢市）に向かうため、県道298号線を走行中、対向車線にはみ出し、直進してきたトラックと正面衝突し、全身打撲により死亡したものの。
9	金沢	9月	新聞販売業	70代	交通事故	乗用車、バス、バイク	原動機付自転車を運転して朝刊を配達するため販売所を出発した後、農道脇のコンクリート製用水路内で倒れているところを発見され病院に搬送されたが、死亡が確認されたものの。
10	小松	10月	その他の商業	20代	交通事故	移動式クレーン	作業場所に向かって、林道を移動式クレーンで走行中、脱輪して谷川に転落。被災者は、崩落した土砂に埋もれていた状態で河川敷で発見されたが、死亡が確認されたものの。
11	小松	11月	道路貨物運送業	60代	交通事故	トラック	北関東自動車道にて大型トラックを運転中、インターチェンジ付近の加速車線から前方に合流してきた大型トレーラーに追突した際、胸部を強打し死亡したものの。
12	小松	12月	その他の製造業	70代	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	畳店において、畳表を畳床に縫い付ける機械を用いて作業をしていたところ、何等かの目的で機械の端部と脚部の梁の間に上半身を差し入れた際、機械が起動してしまい、被災者の胸部が挟まれ、死亡したものの。

## 死亡・重篤災害事例（火災）



### 【災害発生状況】

木造二階建建物の造実工事現場において、既設石膏ボードに電動ドリルで穴を開けた際、削孔した先にあった既設銅管に誤ってドリルが触れ、その際に発生した火花が断熱材に引火し、火災が発生したものの。火は既設建屋の断熱材に燃え移り、被災者は退避できずに死亡した。

## 死亡・重篤災害事例（墜落・転落）



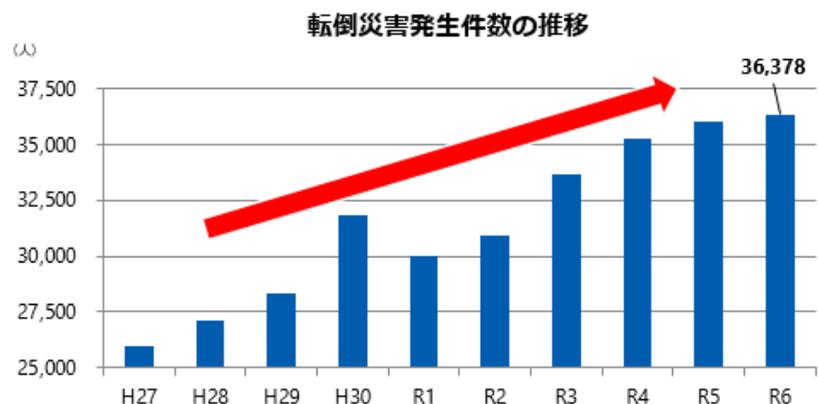
### 【災害発生状況】

木造二階建建物の解体工事現場にて、解体用つかみ機を用いて廃材のトラック積込み作業中、長尺の木製梁材（約4 m）をトラック荷台に積み込もうとしたところ、トラック運転席の屋根上へ退避していた作業人に梁材が激突し、約2.7 m下のコンクリート床に転落し死亡した。

なお、被災者は保護帽を着用していなかった。

## ▶ 転倒しただけで労働災害につながるという 大きさに思われるかもしれませんが・・・

### 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和6年）



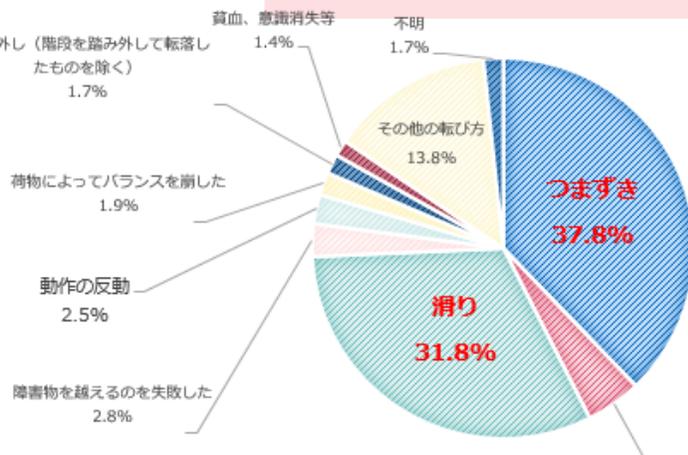
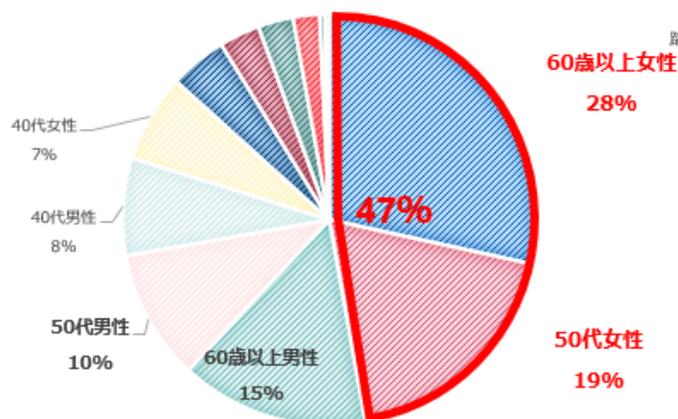
#### 転倒による怪我の態様

- ・ 骨折（約70%）
- ・ 打撲
- ・ 眼球破裂
- ・ 外傷性気胸 など

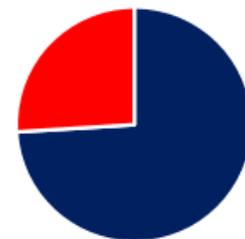


#### 転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**



作業中  
26%



移動中  
74%



### 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

- 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



### 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

- 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



### 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)

- 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
- 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
- 隣接エリアまで濡れないよう処置



何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)

➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)

➤ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底



通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)

➤ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消

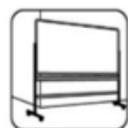


作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)

➤ 適切な通路の設定

➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

周囲の明るさは大丈夫？



作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)

➤ 設備、什器等の角の「見える化」



# 改正労働安全衛生法（令和7年5月14日公布） の主なポイントについて



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ① (令和7年5月14日公布)

## 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### 背景

建設アスベスト訴訟の最高裁判決(令和3年5月)で、労働安全衛生法第22条(健康障害防止措置)は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

これを踏まえて、同条に基づく省令の規定を改正した。(令和5年4月施行)

⇒ 安全衛生分科会での議論において、同条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等について別途検討とされていた。



### 改正内容 1

#### (1) 注文者等の配慮

2025 (R7) .5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正で、建設工事以外の注文者にも適用されることを明確化する。

#### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

2026 (R8) .4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所で、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等(※)を含む作業従事者に拡大する。(※)個人事業者のほか、中小事業者の代表者又は役員も対象

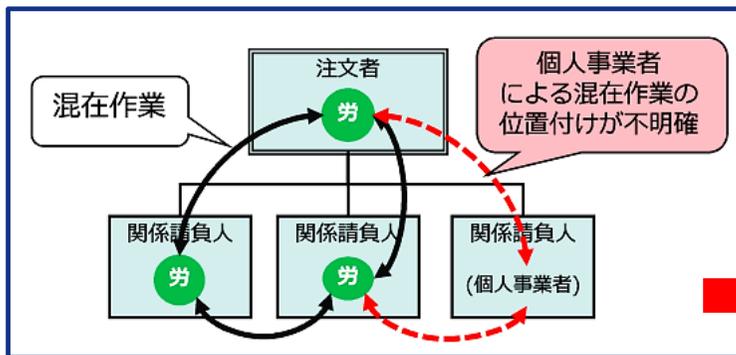
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとする。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年5月14日公布)

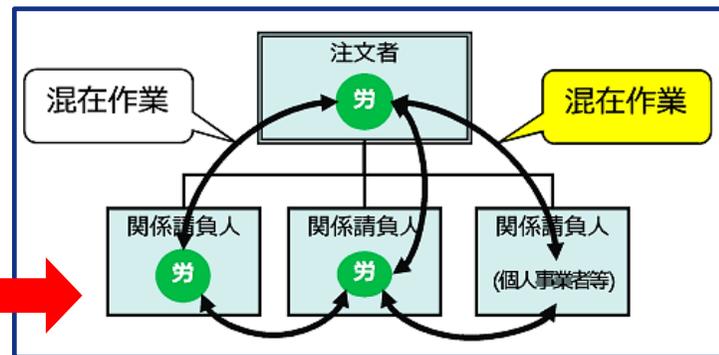
## 建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

		個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
措置の主体	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	<b>第一弾</b> <b>令和3年5月17日の最高裁判決を受け、速やかに<u>関係省令</u>を改正</b> 安衛法第22条 <u>危険有害な作業の保護措置</u> (設備、保護具、立入禁止、退避等) <b>【対応状況】</b> 令和4年4月15日公布 <b>令和5年4月1日施行</b>	<b>第二弾</b> <b>危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）</b> <b>検討会での議論を踏まえ、<u>関係省令</u>を改正</b> 安衛法第20条、第21条、第25条及び第25条の2 <u>作業場所に起因する危険性に対処するもの</u> (退避、危険箇所への立入禁止、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止等) <b>【対応状況】</b> 令和6年4月30日公布 <b>令和7年4月1日施行</b>	<b>観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策</b> (過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)  <b>⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項を<u>ガイドライン</u>等により推奨</b>  <b>【対応状況】</b> ・ 令和6年5月28日付で「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 ・ Q&Aも併せてHP掲載
	注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	<b>第三弾</b> <b>危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 注文者（発注者）による措置のあり方</li> <li>● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方</li> <li>● 個人事業者自身による措置のあり方</li> <li>● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等</li> </ul> <b>⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の<u>労働安全衛生法改正</u>にて対応</b> <b>【対応状況】 令和7年5月14日公布、公布日以降順次施行</b>		
	個人事業者等			

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ② (令和7年5月14日公布)



「混在作業場所」における  
作業間の連絡調整



## (3) 業務上災害報告制度の創設

2027 (R9) 1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとした。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は、今後、関連法令等により示すこととしている。

## (4) 個人事業者等自身への義務付け

2027 (R9) 4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、① 構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止、② 特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付ける。

## (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

2027 (R9) 4.1 施行

「作業場所管理事業者」(\*)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることを義務付ける。

(\*) 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ③ (令和7年5月14日公布)



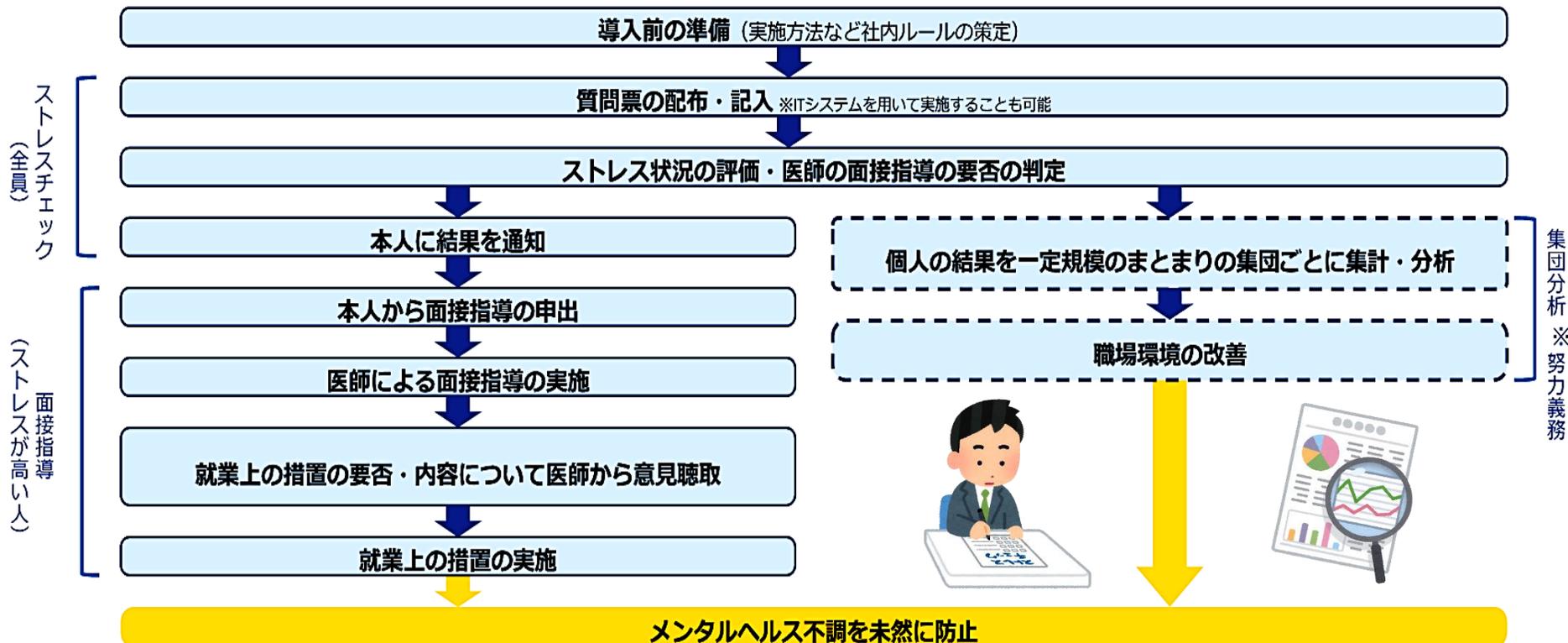
【厚生労働省HP】  
「ストレスチェック等の  
職場の職場における  
メンタルヘルス対策」

## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

### 背景

事業場におけるメンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

(ストレスチェック制度の流れ)



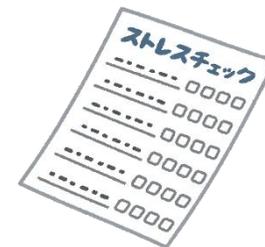
# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ④ (令和7年5月14日公布)

## 改正内容 2

### ストレスチェックを全ての事業場に義務化

公布後3年以内に政令で定める日から施行

現行法では、ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている(50人未満は当分の間、努力義務とされていた)ところ、これを全ての事業場に義務化する。

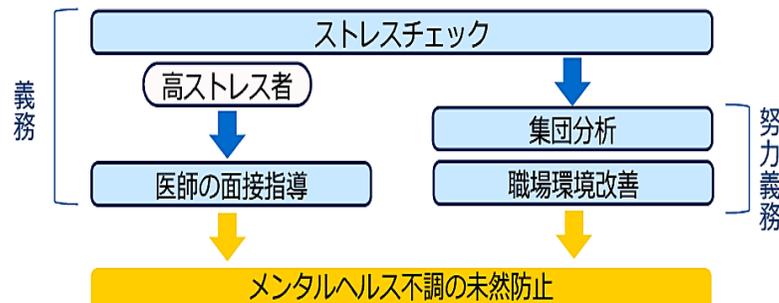


※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ◆ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてマニュアルを作成
- ◆ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地さんぽ)の体制拡充等の支援策を講じる。

※ 50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける。  
→ 施行期日は、公布後の3年以内に政令で定める日とする。

【ストレスチェック制度の流れ】



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ⑤ (令和7年5月14日公布)



【厚生労働省HP】  
「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」パンフレット

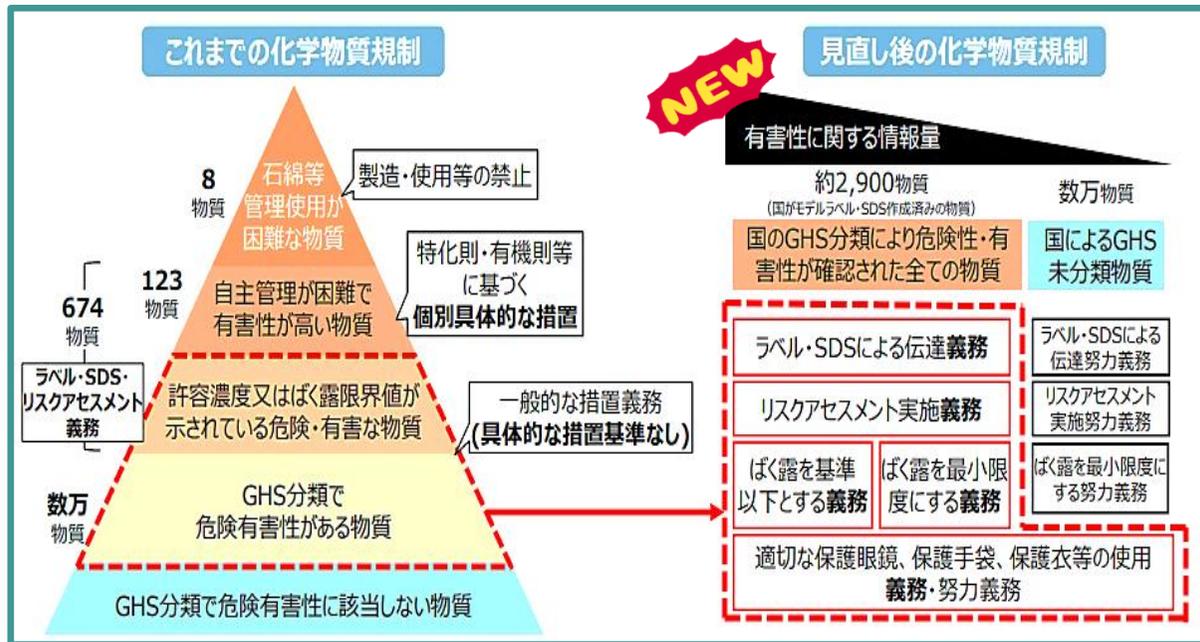
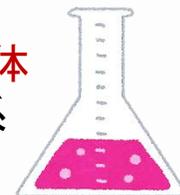


【石川労働局HP】  
「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

## 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### 背景

- ◆ 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われた。(令和4年から政省令改正・順次施行)
- ◆ これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示(ラベル)及び通知(SDS※)の交付等」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質(国際的基準に従い分類した約2,900物質)に拡大予定。



※ SDS : 「安全データシート」  
(Safety Data Sheet)

化学物質を譲渡又は提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡又は提供する相手方に通知する文書。

※ GHS : 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」

(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
日本では、日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ⑥(令和7年5月14日公布)

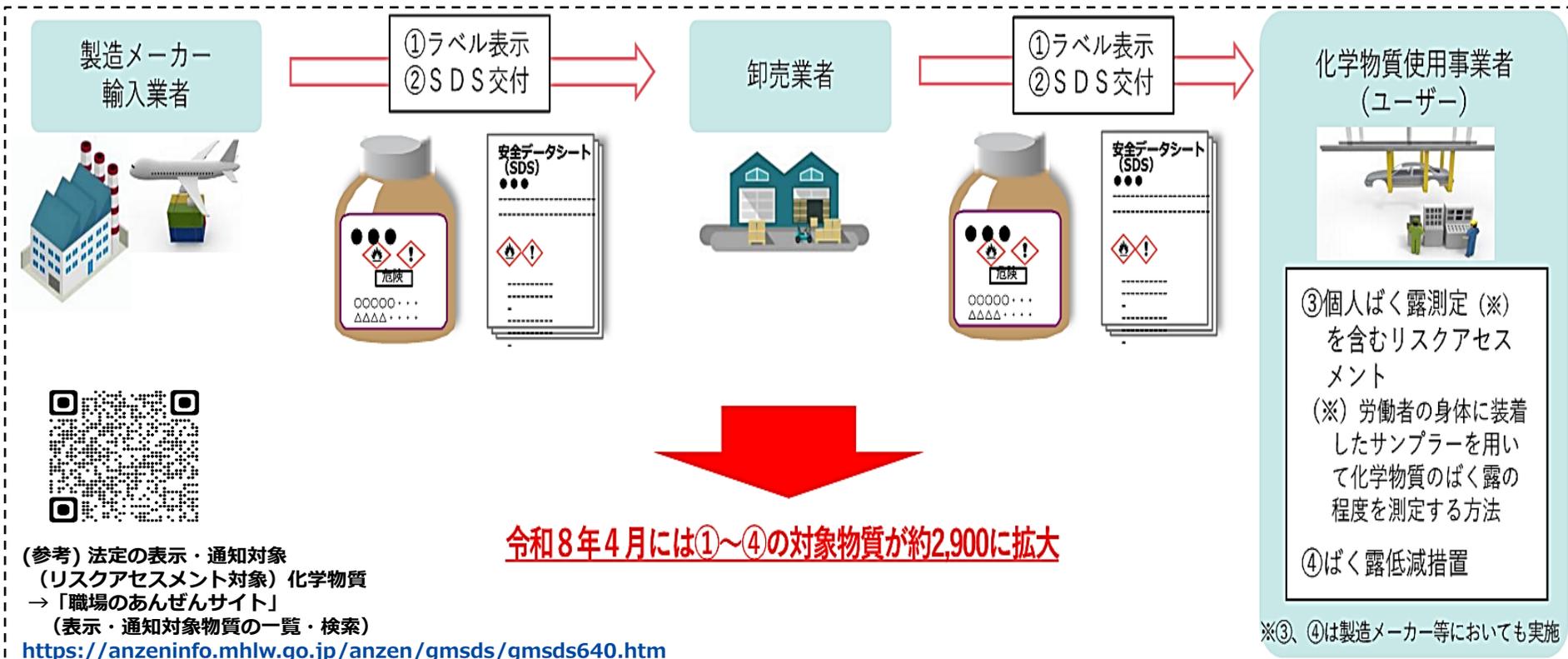
## 改正内容 3

公布後5年以内に政令で定める日から施行

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の通知制度の履行確保

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則を新たに設ける。

また、通知事項を変更した場合の再通知を義務化する。



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ⑦ (令和7年5月14日公布)

## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

2026 (R8) .4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の**営業秘密情報**が含まれる場合においては、**有害性が相対的に低い化学物質**に限り、通知事項のうち成分名について、**代替化学物質名等**(※)での通知を認める。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の**成分名等の情報**についての**記録・保存**を義務付ける。

また、当該事業者は**医師**が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに**成分名の開示**を行うことを義務付ける。



※ **代替化学物質名等**：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す一部を省略・置き換えた化学名などを言うが、詳細な代替化学名等の表示などについては、**国が指針を定める**予定。

なお、非開示とできるのは**成分名のみ**であり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められない。

## (3) 個人ばく露測定の精度の担保

2026 (R8) .10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く**労働者が化学物質にばく露している程度**を把握するために行う「**個人ばく露測定**」について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を**作業環境の一部**として位置づけ、**有資格者**（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことを義務付ける。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ⑧ (令和7年5月14日公布)



## 5. 高齢者の労働災害防止の推進

### 背景

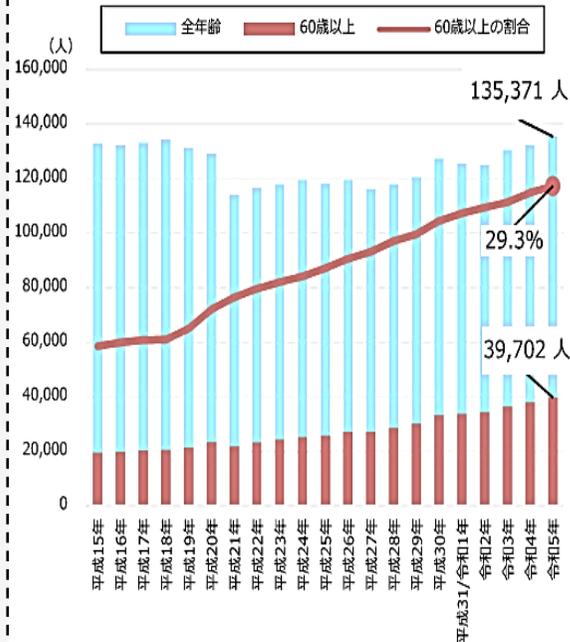
- ◆ 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、**高齢労働者の労働災害の増加**が挙げられる。
- ◆ **高齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。**



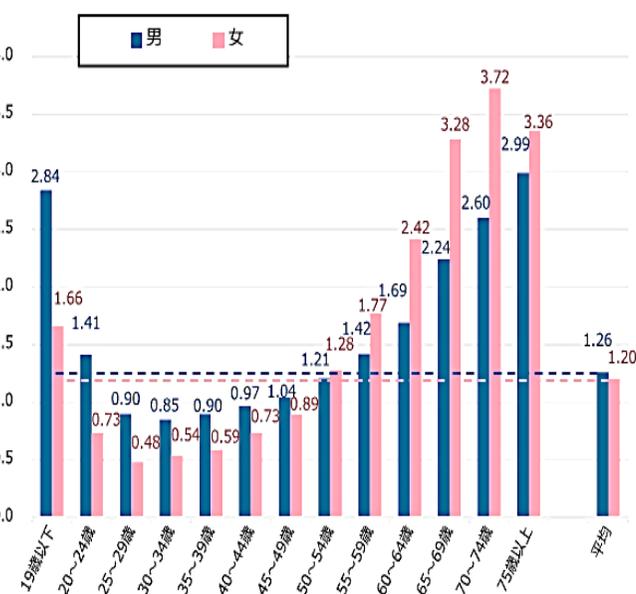
【厚生労働省HP】  
「高齢者の安全衛生対策について」  
(エイジフレンドリーガイドライン)

労働災害による死傷者数

(全年齢に占める60歳以上の割合)

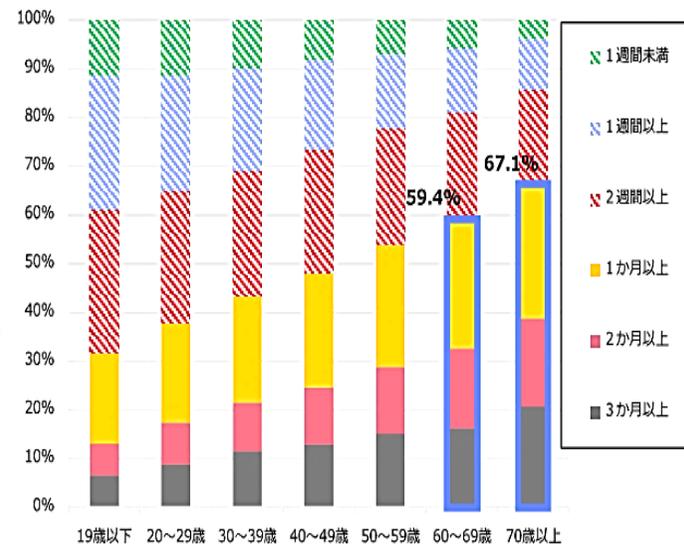


年齢層別 労働災害発生率 (休業4日以上死傷度数率) (令和5年)



※度数率=労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間 (令和5年)



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 ⑨ (令和7年5月14日公布)

## 改正内容 5

### 高齢労働者の労働災害の防止の推進

2026 (R8) .4.1 施行

高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることを事業者の**努力義務**とする。

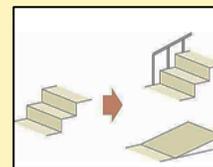
また、**国**において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための**指針を定める**こととしており、事業者は、指針に基づいた取組を行う。



→ 現在、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン) において、高齢労働者の労働災害防止の取組を求めており、同ガイドラインを参考に指針を検討。

#### 【参考】現行のガイドラインの主な取組事項

- ① **安全衛生管理体制の確立** ◆ 経営トップによる方針表明と体制整備  
◆ 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- ② **職場環境の改善** ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主にハード面の対策)  
◆ 高齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主にソフト面の対策)
- ③ **高齢労働者の健康や体力の状況の把握** ◆ 健康状況の把握 ◆ 体力の状況の把握
- ④ **高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**  
◆ 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応  
◆ 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ⑤ **安全衛生教育** ◆ 高齢労働者、管理監督者等に対する教育



# 一人親方等の安全衛生対策について（令和5年4月1日施行分）

## 1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

### ① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

### ② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

### ③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

## 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。  
しっかり対応しよう。



### ① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

### ② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

### ③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

# 一人親方等の安全衛生対策について（令和7年4月1日施行分）

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
**死亡に至させない（重篤化させない）**  
ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や  
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が  
その旨を報告するための  
体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に  
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

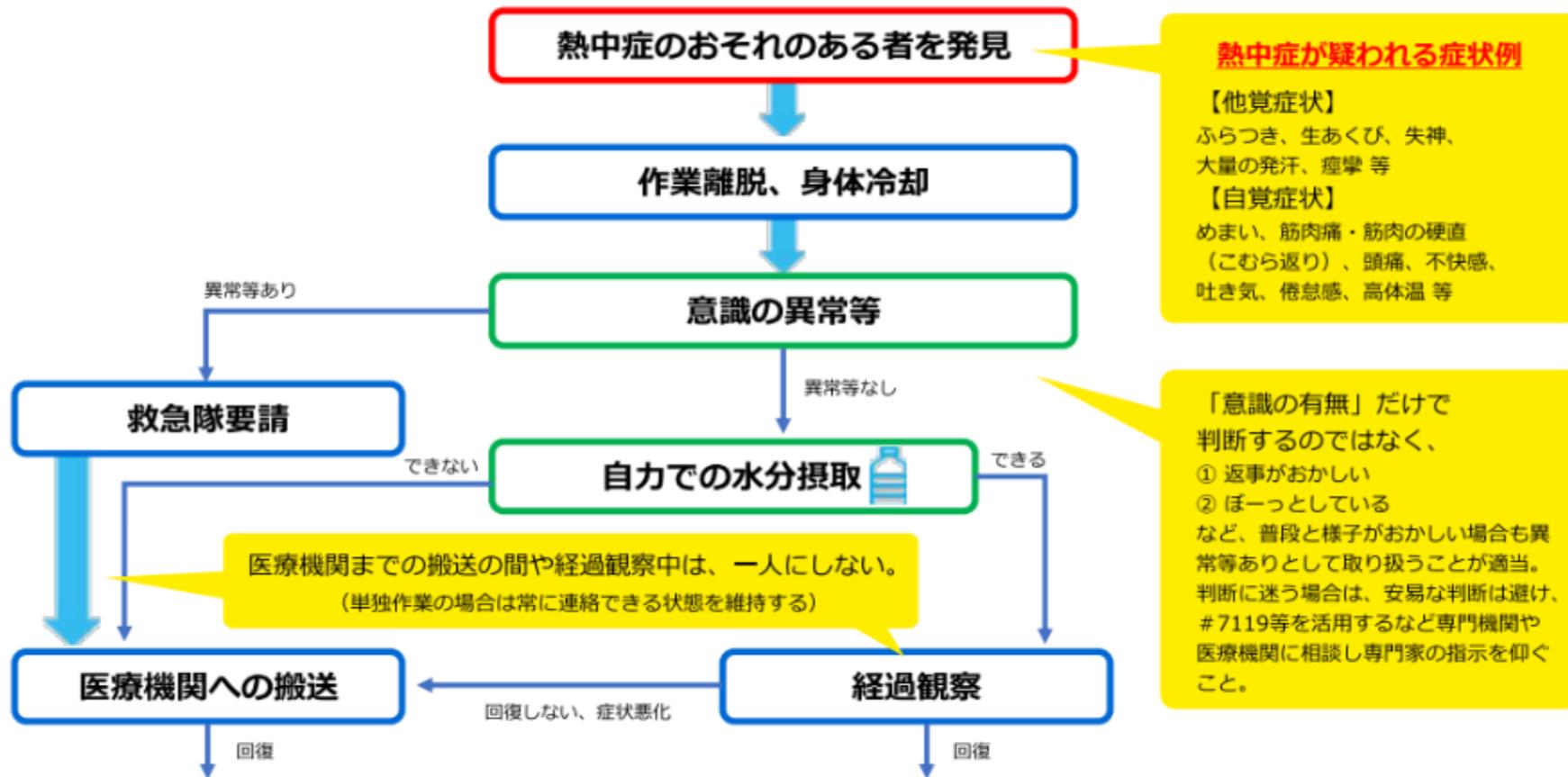
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



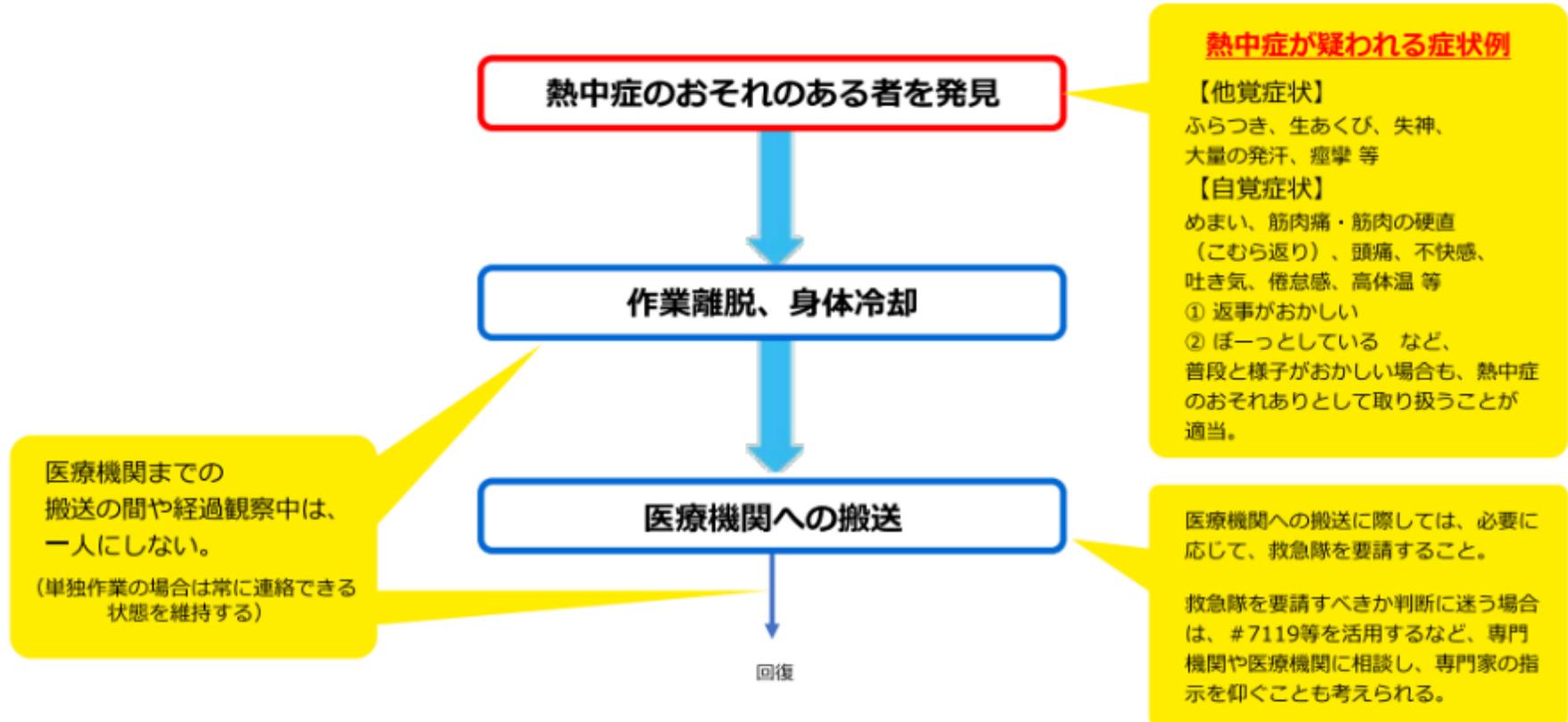
回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。